

## 調理師法（抜粋）

（調理師名簿、登録及び免許証の交付）

第五条 都道府県に調理師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

2 免許は、調理師名簿に登録することによって行う。

3 都道府県知事は、免許を与えたときは、調理師免許証を交付する。

（届出）

第五条の二 多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて調理の業務に従事する調理師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、前項の規定による届出の受理に係る事務（以下「届出受理事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該都道府県知事があらかじめ指定する者（以下「指定届出受理機関」という。）に届出受理事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 指定届出受理機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、届出受理事務に関して知り得た第一項の規定による届出に係る事項を漏らしてはならない。

## 調理師法施行規則（抜粋）

（届出）

第四条の二 法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める二年ごとの年は、平成六年を初年とする同年以後の二年ごとの各年とする。

2 法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名、年齢及び性別

二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）及び住所

三 登録を受けた都道府県名、調理師名簿登録番号及び登録年月日

四 業務に従事する場所の所在地及び名称

3 前項各号に掲げる事項についての届出は、様式第二の二によらなければならない。

飲食店や給食施設などで調理業務に  
従事している調理師は

# 調理師業務従事者届 を出しましょう

令和4年12月31日現在の状況を

令和5年1月15日までに

就業地の都道府県に届出

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、調理師法第5条の2に基づき、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、2年ごとにその就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています



●照会先： 沖縄県保健医療部衛生薬務課 098-866-2055